

介護サポーターとして 力を生かしてみませんか？

介護サポーターとは？

● 介護保険制度の改正により、平成29年4月から要支援1・2の方が対象の「訪問介護」（ホームヘルプサービス）と「通所介護」（デイサービス）が、国の定めた一律のサービスから市で基準を定めた「介護予防・生活支援サービス事業」によるサービスへと移行しました。

● 庄原市では、これまでと同じ支援内容の「現行相当サービス」と、支援内容を簡略化した「基準緩和型サービス」（「生活援助訪問サービス」「社会参加通所サービス」）を設けています。

● この基準緩和型サービスには、介護事業所などでサービスを提供してきた

方でも、市が実施する研修を修了した方が介護サポーターとして従事することができます。

● 介護サポーターは、市内の基準緩和型サービスを提供する事業所（生活援助訪問サービス：11事業所、社会参加通所サービス：12事業所）でスタッフとして働くことができます。

● これまでに修了した方の中には、実際に介護サポーターとして自分の力を生かしている方もいます。

どんな人の 支援に関わるの？

● 要支援認定者と、生活機能に関する質問表などにより要支援相当とされた方のうち、身体介助など専門的な支援をそれほど必要

としないと判断された方に対して支援を行います。

どんな仕事内容？

《生活援助訪問サービス》
● 利用者の住まいを訪問し、ケアプランに基づき掃除、調理、買い物、洗濯などの支援をします。



利用者の部屋の掃除

※着替え、食事の介助などの身体介助を伴うサービスは行いません。



【参考】
研修受講者（実習中を含む）
40人の内訳

地域別	
庄原	17人
西城	6人
東城	12人
口和	1人
比和	2人
総領	2人

年齢別	
20代	2人
40代	3人
50代	12人
60代	16人
70代	7人

男女別	
男性	8人
女性	32人

※さまざまな方にご参加
いただいています

《社会参加通所サービス》

● 社会参加通所サービス事業所における、ケアプランに基づいた活動（体操やレクリエーション）の支援、またはその補助をします。



機能訓練（千羽鶴づくり）のお手伝い

あなたも 介護サポーターに なってみませんか？

● 次回の介護サポーター養成研修は10月に実施する予定です。

● 研修の内容は、講義を2日、実習を2日、実習に関するオリエンテーション

を1日の合計5日間です。
● 募集については、8月21日（月）発行の行政文書やホームページなどでお知らせします。
● 介護の仕事に興味があり、働いてみようと考えている方はぜひご応募ください！



研修の様子

問い合わせ
地域包括支援課地域包括支援係

☎ 0824-73-1279

FAX 0824-75-0245

メール: chihikoukatu@city.shobara.lg.jp